

名古屋市公報	令和 5年 8月16日 第215号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目	次	ページ
告	示	
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第417号)	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第418号)	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第419号)	5
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第420号)	6
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第14号)	7

名古屋市告示第 417 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 8 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

中区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
9 月 15 日（金）	松原コミュニティセンター（会議室 1）
9 月 20 日（水）	老松小学校（南門：体育館）
9 月 26 日（火）	旧御園小学校（正門：ピロティ）
9 月 28 日（木）	伊勢山中学校（正門：体育館）
10 月 6 日（金）	栄小学校（正門：ピロティ）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 418号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和 3年名古屋市告示第 422号及び令和 5年名古屋市告示第 186号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 8月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区清船町 2丁目 1番 6の一部及び 1番 9の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）
カドミウム及びその化合物（土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 419号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 658号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 8月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区船見町 1番42の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
四塩化炭素（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 420号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 5年名古屋市告示第 116号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 5年 8月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市東区東桜一丁目 501番の一部、 502番の一部、 503番の一部、
504番 2の一部、 517番の一部、 518番の一部及び 519番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）

^ひ砒素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和5年8月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月7日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和5年9月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	下之一色町	戌亥島	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	富田町	千音寺・上川 西 千音寺・ 上屋敷 千音 寺・粉諸 千 音寺・桜木 千音寺・三反 田 千音寺・ 下前田畔 千 音寺・中地 千音寺・中狭 間 千音寺・ 無田居	〃	〃
南区	浜田町	4丁目 5丁 目	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター

守山区	瀬古東三丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
緑区	有松幕山		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	桃山四丁目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

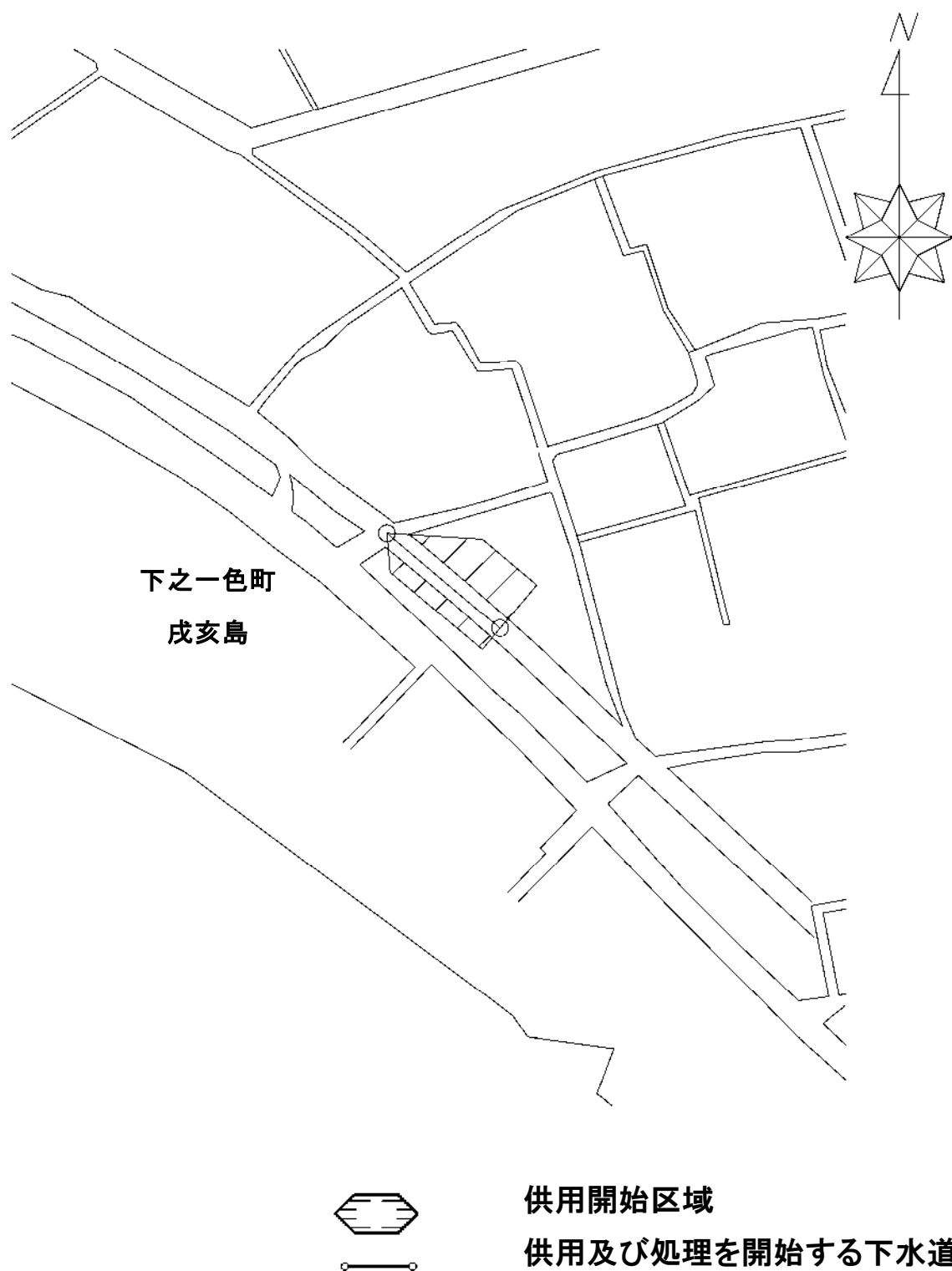
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区 南区 守山区
分流式	緑区

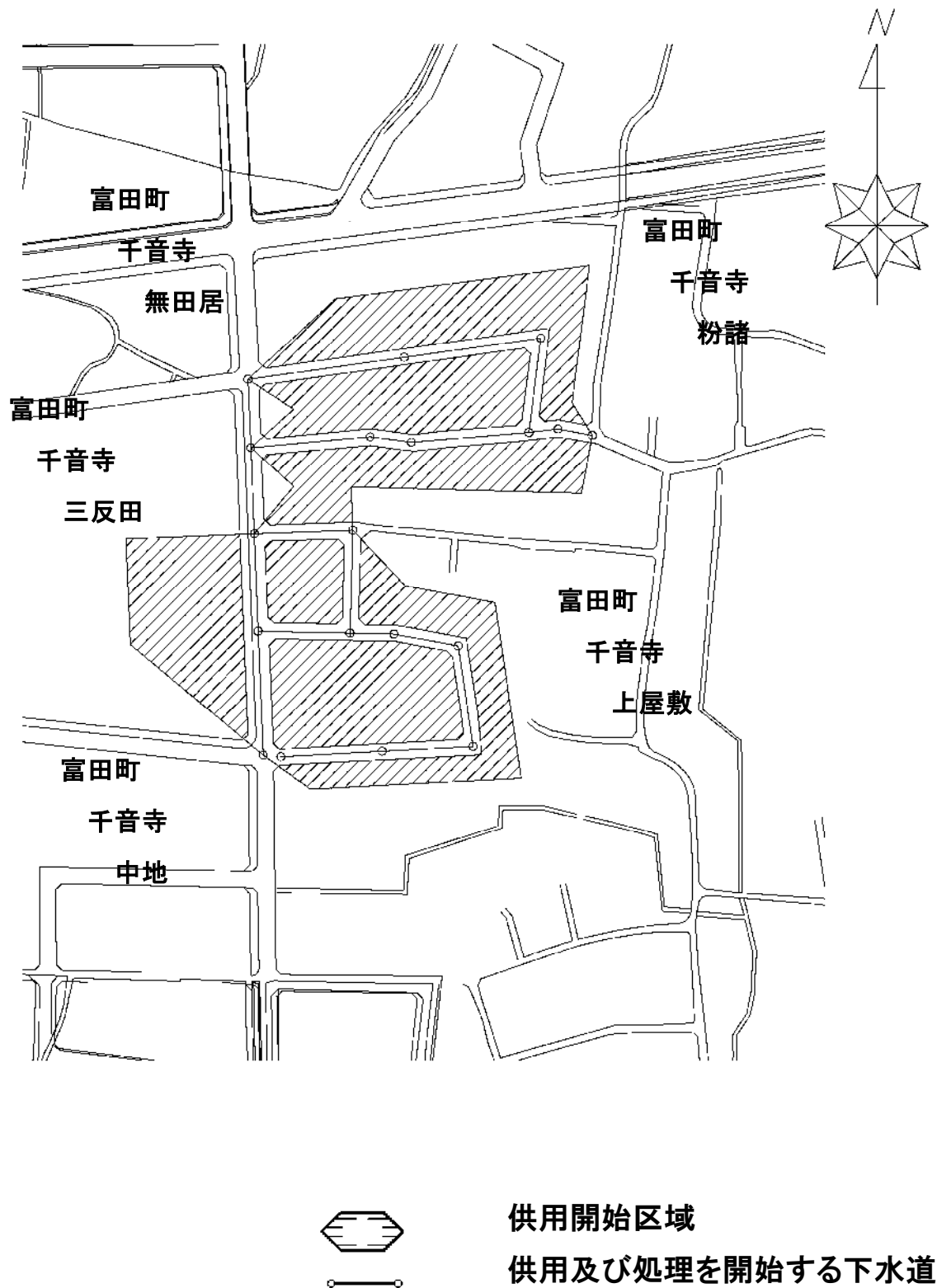
排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



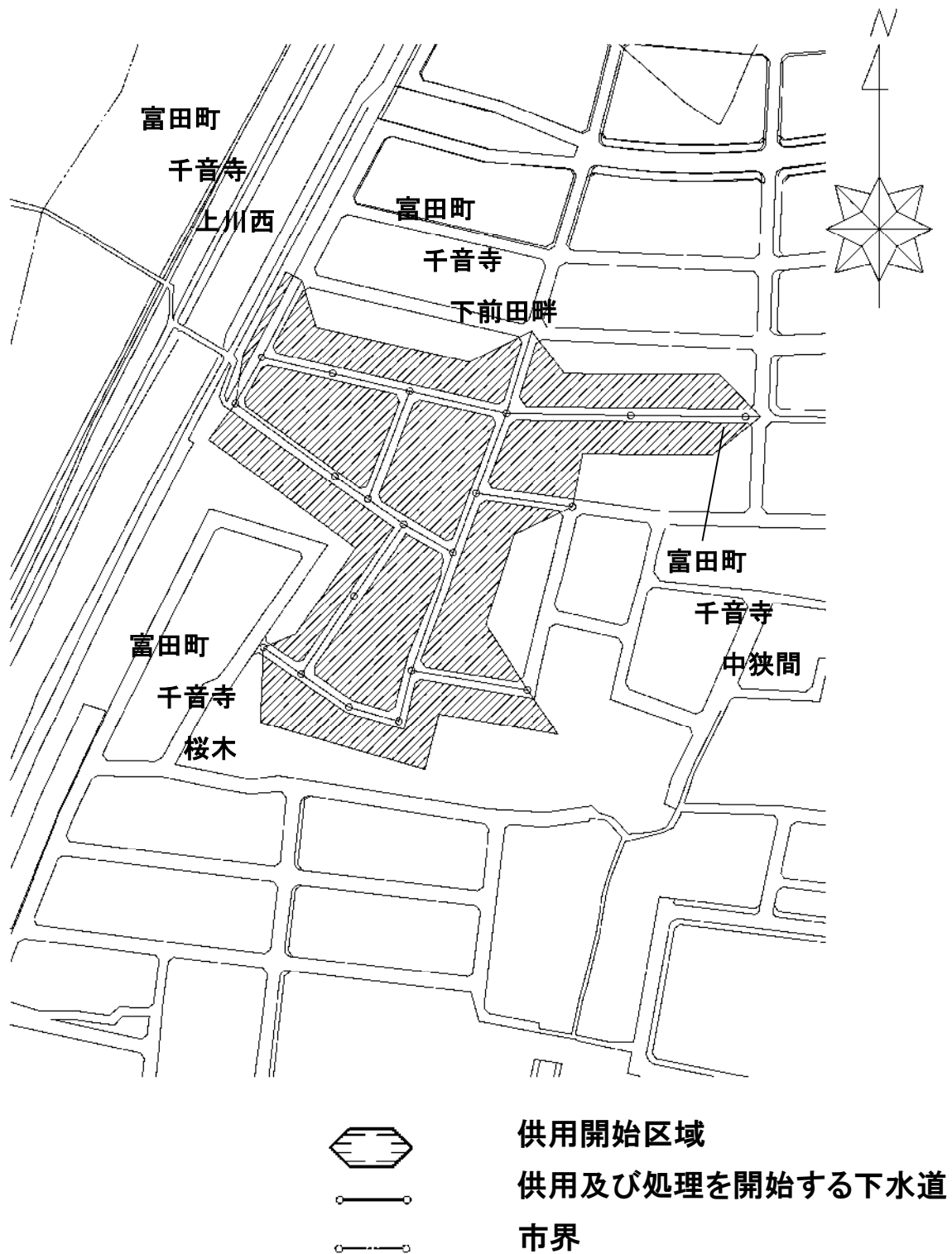
排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2



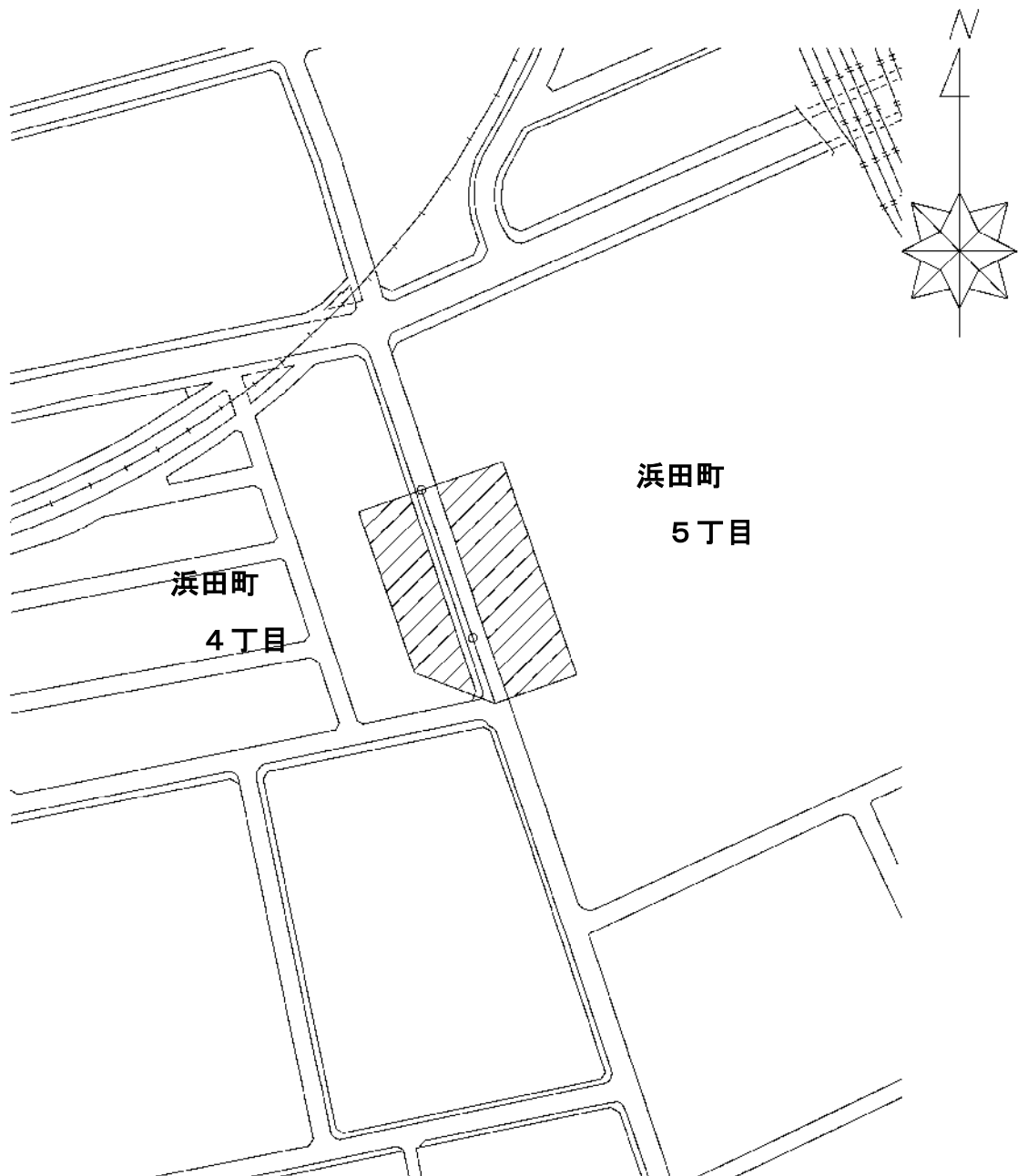
排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 3



排水施設の位置図

南区（合流式）

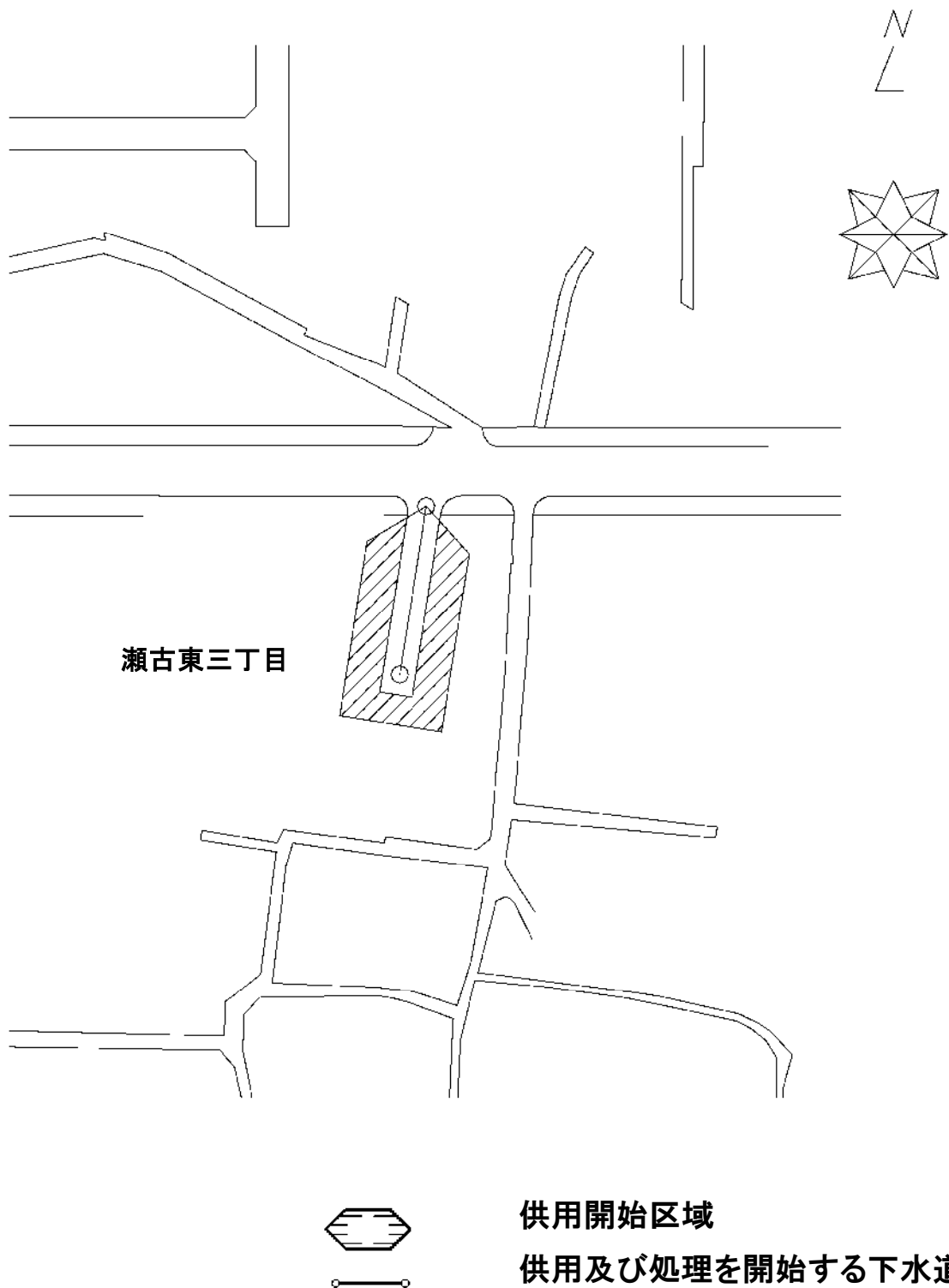


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

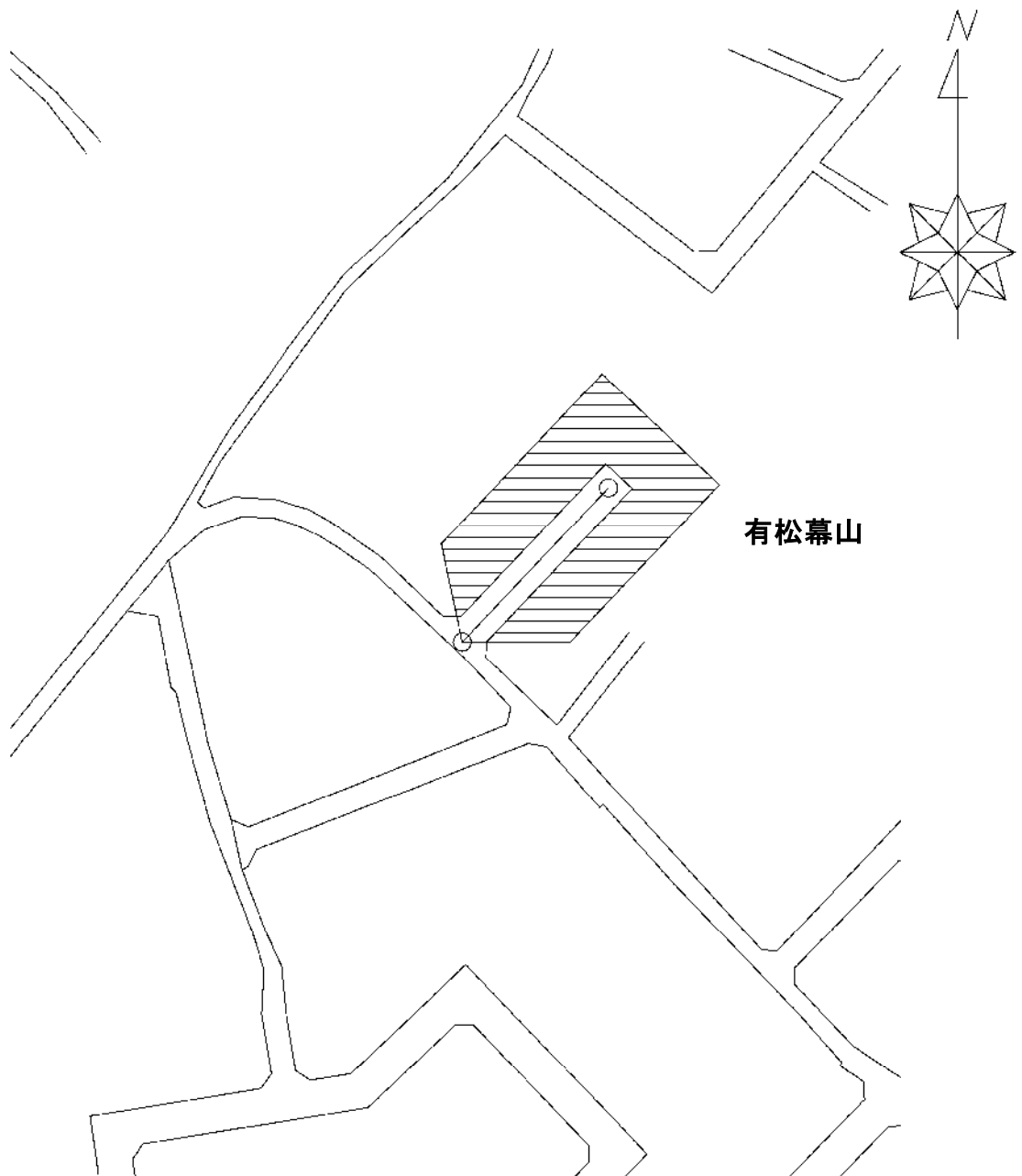
排水施設の位置図

守山区（合流式）



排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

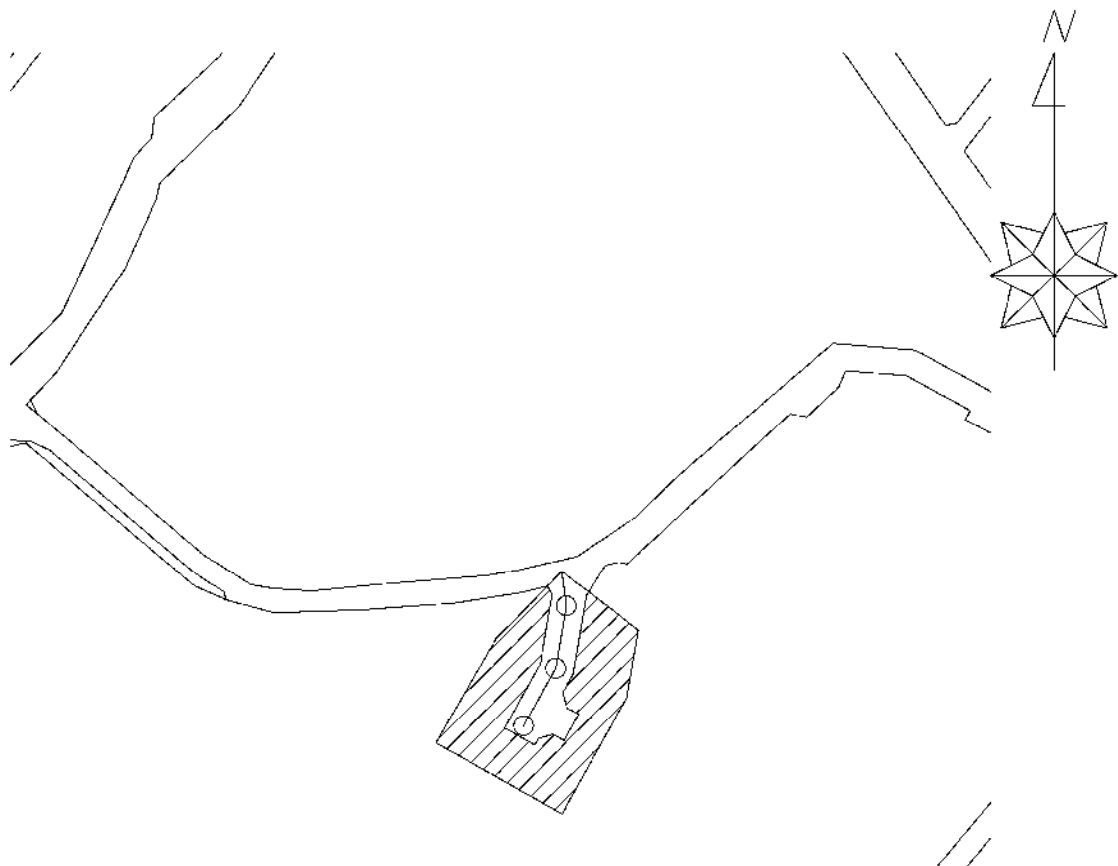


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）N o . 2



桃山四丁目



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道